

大阪府

府立5病院の地方独立行政法人化について

はじめに

本府では、今年4月1日に地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）を設立しました。これにより、従前、地方公営企業法の一部適用により運営してきた府立の5病院（大阪府立急性期・総合医療センター、同呼吸器・アレルギー医療センター、同精神医療センター、同成人病センター、同母子保健総合医療センター）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づく新たな法人として運営を行うこととなりました。

本稿では、地方独立行政法人化の検討経過、機構による改革の取組等について紹介します。

地方独立行政法人化の検討経過

府立の病院の地方独立行政法人化については、国における独立行政法人化の動きと本府における行財政改革の取組と連動する中で検討が進められてきました。

平成13年8月、府立の病院について、高齢化の進展や疾病構造の変化への対応、経営の効率化などの課題に対応するため、大阪府衛生対策審議会に「今後の府立の病院のあり方、果たすべき役割について」諮問し、平成14年9月に出された答申の中で、現在の運営形態は、経営体として必要な自律性・機動性・透明性が制度的に十分ではなく、公営企業本来の経済性を発揮するには限界があるとされ、地方公営企業法の全部適用と地方独立行政法人制度について検討し、ふさわしい運営形態の具体化を図るべきとされました。

この答申を受けて、府立の病院としての公的使命をいかに効率的・効果的に果たすことができるか、

患者・府民への医療サービスの質の維持向上を図ることができるかとの視点から、制度の比較検討を行った結果、事業目標の設定と業績の評価が法的に担保され、透明性が確保されるとともに、業務運営における自律性・弾力性・機動性の面で、地方独立行政法人がふさわしいと判断しました。

この地方独立行政法人化の方針については、パブリックコメントを実施し府民からの意見をいただいた後、平成17年2月議会で機構の定款の議決を得て、正式に府の方針として決定するとともに、同年3月に病院改革の内容や移行後の組織運営体制等を具体的に記した「府立の病院改革プログラムー運営形態の見直し編ー」を策定しました。

大阪府立病院機構による改革の取組

平成18年4月1日にスタートすることとなった機構は、理事長に前国立大阪病院（現独立行政法人国立病院機構大阪医療センター）院長であった井上通敏氏を迎え、職員3,000名余りを有するそれぞれに特色のある5つの病院からなる地方独立行政法人です。

地方独立行政法人大阪府立病院機構の概要

本部所在地	大阪市住吉区万代東3丁目1番56号（急性期・総合医療センターの敷地内）
役員	理事長、副理事長、理事6名（各病院総長もしくは院長及び本部事務局長）、監事2名
病院の名称	大阪府立急性期・総合医療センター 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 大阪府立精神医療センター 大阪府立成人病センター 大阪府立母子保健総合医療センター
職員数	3,016名（平成18年4月1日現在）
病床数	総計2,679床 うち一般 1,931床 精神 548床 結核 200床 （いずれも5病院の合計数ー平成18年4月1日現在）
総患者数	入院 851,433人 外来 1,033,177人 （いずれも5病院合計の平成16年度延患者数）

中期計画に掲げた主な取組

高度専門医療の充実	
○ 診療機能の充実	
急性期・総合医療センター	脳卒中集中治療室（SCU）等の整備 障害者医療リハビリテーションセンター（仮称）の整備
呼吸器・アレルギー医療センター	たばこ病外来の設置 臨床研究体制の充実
精神医療センター	建替えによる再編整備の推進
成人病センター	難治性がん患者の手術体制の充実 臨床腫瘍科及び外来化学療法室の拡充
母子保健総合医療センター	小児疾患の手術実施体制の拡充
○ 優れた医療スタッフの確保 医師の人材確保、看護師・医療技術職の専門性向上	
○ 高度医療機器の計画的な更新・整備	
患者・府民サービスの向上	
○ 待ち時間及び検査・手術待ちの改善	
○ 院内環境の快適性向上（院内施設・病院給食の改善）	
○ 患者の利便性向上（クレジットカードでの診療料支払の導入等）	

機構では、知事から中期目標として法人運営の基本的事項についての指示を受け、機構がその中期目標を達成するための中期計画を作成して、病院改革の取組を進めているところですが、この中期目標の前文には、次の3つの基本理念を掲げています。

改革の基本理念
○高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上
○患者・府民の満足度向上
○安定的な病院経営の確立

これらの基本理念に沿って、機構においては、高度専門医療の充実や患者・府民サービスの向上、経営の効率化のために、新たな取組を進めることとしています。

まず、高度専門医療の充実については、脳卒中集中治療室（SCU）や障害者医療リハビリテーションセンター（仮称）の整備、たばこ病外来の設置などに取り組むこととしました。

次に、患者・府民サービスについては、地方独立行政法人制度の特性である自律性・機動性を活かして、各病院の実情に応じ、診療時間の弾力化や予約システムの改善、検査の土曜日実施、手術実施体制の充実などに取り組むこととしました。

最後に、経営の改善・効率化については、事務部門のIT化とアウトソーシングを活用することによ

り、スリムで経営効率の高い業務執行体制を構築することとし、病院の事務職員を192人から第1期中期計画期間中（平成18～22年度）に130人程度削減することとしており、平成18年度にはすでに80人の削減を行いました。また、非役付職員の給与カーブをフラット化した独立行政法人国立病院機構の給料表を採用すること、さらに、複数年契約によるSPD※を導入し、医薬品等の材料費を縮減することなどにより、人件費・材料費の節減を図ることとしました。

※SPD：医薬品等の調達及び物流管理を包括的に業務委託する手法のこと。

主要な取組の効果見込み額

【5年間（H18～H22）の合計額】

○事務部門の再構築	約26億円
○独自給与体系の導入	約19億円
○給食業務等の委託化	約7億円
○SPD導入による一括調達効果	約15億円

おわりに

まだ、スタートしたばかりの機構ですが、理事長以下役員のリーダーシップのもと職員が一丸となって、実効ある改革へ向けての意欲的な取組を行っています。

今後の課題としては、第一に都道府県立の病院としては全国初の地方独立行政法人であることから手探り状態ですが、地方独立行政法人制度の長所である自律性・機動性・透明性を最大限に活かした機構独自の経営体制を確立することです。第二に、機構及び病院現場において、患者のニーズに沿った柔軟で迅速な対応を進め、一層患者との信頼関係を強固なものとするとともに、高度医療や不採算医療、危機管理対応等公的な使命を果たしていくことです。第三に、これらの取組に併せて安定的な経営基盤の

確立のため、いわゆる不良債務の解消を進め、中期計画の達成を確実なものとしていくことです。

また、この他にも、5つの病院のネットワーク化を活かしての取組や、本部事務局と病院現場との適切な役割分担の整理等も一層求められるところです。

最後に本府としては、健康福祉部を中心として、本府が抱える医療課題の解決を推進していくため、機構との連携を密にしていくとともに、機構による府立の病院の効果的かつ円滑な運営を確実に支援していきたいと考えています。

【参 考】

1. 地方独立行政法人化を方針として決定するまでの経緯

年 月	国等の動き	大 阪 府 の 動 き	
		行財政改革全般	病 院 改 革
平成 10 年 9 月 平成 11 年 6 月 平成 11 年 7 月 平成 12 年 4 月 平成 13 年 8 月	・ 独立行政法人通則法成立	・ 財政再建プログラム（案）策定	・ 経営改善 10 ヵ年計画の策定 ・ 病院事業局設置
平成 13 年 9 月 平成 14 年 4 月 平成 14 年 5 月	・ 診療報酬初のマイナス改定 ・ 総務省「地方公営企業と独立行政法人制度に関する研究会」設置	・ 大阪府行財政計画（案）策定	・ 「今後の府立の病院のあり方、果たすべき役割」について大阪府衛生対策審議会へ諮問
平成 14 年 9 月 平成 15 年 3 月			・ 大阪府衛生対策審議会答申 ・ 「府立の病院改革プログラム」－診療機能の見直し編－策定
平成 15 年 4 月 平成 15 年 5 月	・ 地方独立行政法人法案国会提出		・ 病院事業局内に「運営形態検討会議」を設置
平成 16 年 3 月		・ 地方独立行政法人評価委員会条例成立	
平成 16 年 4 月	・ 地方独立行政法人法施行		
平成 16 年 7 月			・ 第 8 回運営形態検討会議 独法化の方針確認
平成 16 年 11 月		・ 大阪府行財政計画（案）平成 16 年版策定	
平成 16 年 12 月			・ 「府立の病院改革プログラム」－運営形態の見直し編－素案に対するパブリックコメント実施
平成 17 年 3 月			・ 地方独立行政法人大阪府立病院機構定款議決（地方独立行政法人化の方針を正式に決定） ・ 「府立の病院改革プログラム」－運営形態の見直し編－策定
(平成 17 年 4 月)	(独立行政法人国立病院機構設立)		・ 地方独立行政法人評価委員会条例改正 (病院事業局内に法人設立準備グループを設置)

